

6 学校給食費決定の流れ及び徴収管理

(1) 学校給食費の決定

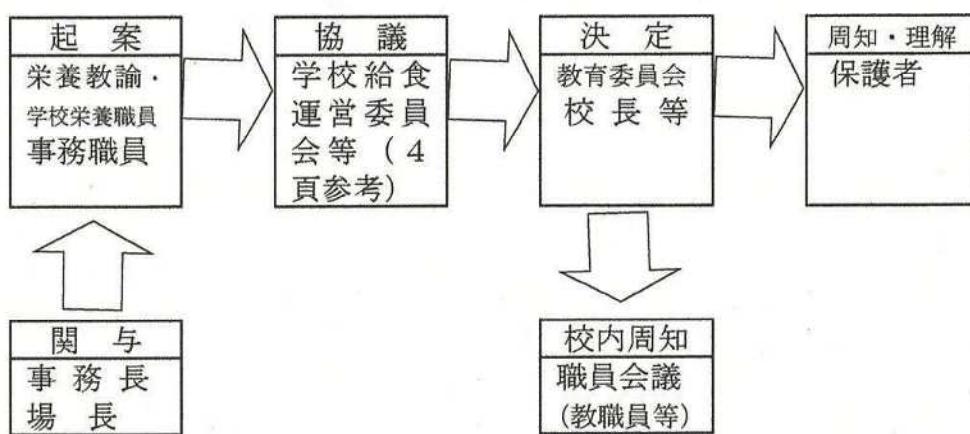
学校給食費は、児童生徒に学校給食を提供するために食材料等の経費を保護者等が負担するものであり、学校給食を円滑に運営していくには、保護者等の負担者の理解と協力が不可欠となる。

そのためには、当該年度の学校給食費に関する意思決定を前年度末までに行い、必要事項を保護者等へ周知、徹底を図っておくことが必要である。

したがって、次の事項について、意思決定の経過を明らかにする。

- ア 1食あたりの単価を決定する方法及び単価
- イ 年間1人あたりの学校給食費
- ウ 学校給食費の徴収日、徴收回数、納入方法、1回あたりの徴収金額
- エ 学校給食費を返還（減額）する場合と返還（減額）しない場合の規定、返還（減額）する場合の金額の算出方法、返還（減額）時期、返還方法
- オ その他必要事項（学校給食の停止・配食に係る届出様式、届出方法など）

起案は次の手順で行い、学校給食費の額は（公会計の場合は予算の成立を経て） 教育委員会、校長等が決定する。



※ 学校給食費を公会計で扱っている場合は、予算要求、予算成立が必要。

※ 学校給食費が前年度と同額であっても、学校給食運営委員会等で協議したうえで、決定し、保護者等に周知（資料編1頁）する。